

一般社団法人日本神経学会指導医基準

平成23年5月17日改正

- ・指導医は、医籍登録後12年以上、専門医取得後5年以上で、神経内科もしくは関連科における診療経験を10年以上有する。
- ・指導医は専門医であることを必須とする。
- ・指導医は神経内科専門医を育てうる神経内科診療能力、学識を有する。
- ・申請時、最近5年間で学会(講演会を含む)の発表もしくは論文発表合計で3編以上ある(共同演者・共著者でも可)ことを原則とする。

付記

- ・ 関連する診療科としては、大学病院の内科、神経内科を標榜していないが実際の神経内科診療を行っている内科や総合科、老年科、脳卒中科などがあり、原則として本学会の専門医が常勤している必要がある。関連する診療科としての認定は、申請書をもとに施設認定委員会が審査し、理事会がこれを行う。
- ・ 指導医の更新は5年毎とする。ただし、専門医資格を喪失したときは、同時に資格を喪失する。
- ・ 65歳以下であることを原則とし、65歳以上の場合は施設認定委員会において検討する。
- ・ 後期研修医(専攻医)の受け入れ人数は、1名の指導医あたり、最大3名程度が望ましい。
- ・ 各施設の部門長あるいは診療責任者である常勤の指導医1名は指導管理責任者を兼ねるものとする。
- ・ 教育施設と准教育施設において指導医が不在となった場合、すみやかに本学会事務局へ届け出る。
- ・ 日常診療で本学会専門医を目指す神経内科医を直接指導し、ミニマムリクアイアメントの達成度を評価する。
- ・ 神経学会指導医は学会内資格であり、広告することはできない。
- ・ 指導医登録手数料は1万円とする(2008年度理事会承認事項)。